8月1日から、父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭にも児童扶養手当てが支給されます。児童扶養手当を受給するためには、申請（認定請求）が必要です。お早めにお問い合わせの上、平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。（11月30日を過ぎると、申請の翌月分から支給になります。）

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の支援、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

受給資格者

次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日（一定の障害がある場合は20歳の誕生月）までの児童を養育している父親または母親、あるいは父や母に代わってその児童を養育している方です。

国籍は問いませんが、外国籍の方は外国人登録をし、一定の在留資格がある方に限ります。

①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障害にある児童
④父または母の生死が不明の児童
⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
⑦未婚の父または母の児童
⑧生まれたときの事情が不明である児童

これらの条件に該当しても、国内に住所がなかったり、公的年金などを受給している、又は受給できる場合は支給されません。

申請

次の書類を添えて認定請求の手続きをしてください。

1請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人の方は、在留資格の明記された登録済証明書、受給資格に係る事実を明らかにできる書類（要邦訳）を添付）
2請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票謄本
3そのほか必要書類
※印鑑（自動印不可）を必ず持参してください。

所得による支給制限

受給者本人または扶養義務者の前年の所得により、①全額支給の方、②一部支給の方、③全額支給停止の方に分かれます。

※平成22年8月～11月分の手当の支給は、12月となります。

※事実婚がある場合、手当は支給されません。事実婚とは児童扶養手当法上の独特の概念で、社会通念上、当事者間に夫婦として共同生活と認められる事実関係（ひんぱんな定期的訪問・定期的な生活費の補助など。同居の有無は問わない）が存在することをいいます。法律上の婚姻がない場合でもこれに該当するときは、手当を返還していただくことがあります。

今月は現況届の提出月です

現在、児童扶養手当の認定をされている方は、必ず現況届を提出してください。

現況届の提出がないと8月分からの手当を受給できなくなります。また、提出しないで2年を経過すると手当を受ける資格がなくなりますのでご注意ください。

提出期間　8月2日(月)～31日(火)

※5年（7年）経過者の方については「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」の提出も併せてお願いします。（該当者には現況届と併せて書類を送付してあります。）

問・提出先

子育て支援課児童家庭係（松尾IT保健福祉センター内）
☎0479(80)8366